

平成 26 年度 いじめ防止対策関連施策の概要

—いじめ防止のための推進体制の整備—

- (1) **新** 兵庫県いじめ防止基本方針を踏まえたいじめ防止対策の推進
(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課) ー
「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成 26 年 3 月に策定した「兵庫県いじめ防止基本方針」を踏まえ、本県におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）に向けた対策を推進する。
- (2) **新** 兵庫県いじめ対策審議会の設置（高校教育課・特別支援教育課） 247 千円
いじめ防止基本方針及び対策に関する意見等を述べる有識者による審議会を設置する。
○ 構 成 弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士 等
- (3) **拡** 兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の設置（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
1, 228 千円
県、教育事務所、市町、学校、ひょうごっ子悩み相談センター（県立教育研修所）、関係機関（子ども家庭センター、県警等）が日頃から連携し、一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るための地域的、全県的な体制を整備する。
① 全県ネットワーク会議の設置（年 1 回）
全県的な相談機関の対応機能についての共通理解や相談機能充実について協議する。
② 地域ネットワーク会議の設置（年 2 回）
いじめ問題の実態把握や迅速な解決に向けた相互協力について協議する。

—未然防止—

- (1) **新** いじめを許さない集団づくりの推進
(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課) 2, 220 千円
いじめを許さないという意識を徹底させるため、人間関係を築き、協力して問題を解決する力や、思いやりの心を育てる実践的な取組を推進する。
① いじめを決して許さない集団づくり実践事業
各学校において、児童生徒が児童会・生徒会活動等を通して、いじめ防止や命の大切さを呼びかけるなど主体的な活動に取り組むなど、いじめを許さない集団づくりを推進する。
○ 推 進 校 小学校 6 校、中学校 6 校、高等学校 10 校、特別支援学校 2 校
② いじめ防止啓発チラシの配布
いじめ問題の理解やいじめ相談窓口等を記したチラシを全保護者及び関係機関に配布する。
- (2) 「兵庫型」体験教育の推進
① 環境体験事業（義務教育課） 91, 250 千円
生涯にわたる人間形成の基礎が培われる発達段階において、自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施する。
○ 対 象 全公立小学校 3 年生（771 校）
○ 実施回数 年間 3 回以上

- ② 自然学校の推進（義務教育課） 409,745 千円
豊かな自然の中で人や自然とふれあう様々な活動を実施することで、心身共に調和のとれた子どもの育成を図る。
○ 対象 全公立小学校 5 年生（772 校）
○ 期間 原則 4 泊 5 日以上
- ③ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の推進（義務教育課） 194,573 千円
地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を実施する。
○ 対象 全公立中学校・中等教育学校 2 年生
市立特別支援学校中学部 2 年生
○ 期間 6 月又は 11 月を中心とする 1 週間
- ④ 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（義務教育課） 124,760 千円
芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、豊かな心を育成するため、県立芸術文化センターにおいて、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演を実施する。
○ 対象 全公立中学校 1 年生（346 校：約 49,000 人）
○ 会場 県立芸術文化センター
○ 内容 佐渡芸術監督プロデュースによるショー形式の参加型鑑賞教室
- ⑤ 高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～（高校教育課） 30,000 千円
地域社会の一員としての自覚と態度を育むため、全県立高等学校において、3 年間を通して生徒が意識を高め、主体的に地域へ参画する活動を、学校全体の教育活動として位置付け、実践する。
○ ふるさと貢献活動
・地域行事（地域安全活動、環境保全活動等）への参加
○ ふるさと課題探求活動
・具体的なふるさと支援活動についての企画・運営 等
活動例：地域の伝統文化、民俗芸能、歴史資源の継承活動、
地域の特産をいかした商品開発、観光ボランティアガイド 等
- ⑥ 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～（高校教育課） 6,152 千円
社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、すべての生徒を対象に、職場や地域の企業等における就業体験に取り組む。また、県立学校就職開拓等支援員を活用し、インターンシップの受入先企業の開拓等に取り組む。
○ 内容 ・事業所等におけるインターンシップ
就職希望生徒：すべての生徒が実施
進学希望生徒：希望に応じて実施
・地域の職業人、キャリアアドバイザー等による進路講演会、職業ガイダンス等
- ⑦ 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業（特別支援教育課） 6,800 千円
県立特別支援学校幼児児童生徒の自立を目指し、家庭・地域社会等との連携のもと、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動等を支援する。
○ 対象 すべての県立・市立特別支援学校（43 校）

- ⑧ 私立学校体験活動の実施（私学教育課） 2,105 千円
- ア 中学校社会体験活動推進事業
中学2（3）年生による勤労生産活動、勤労体験活動（トライやるウィーク）を実施する私立中学校を支援する。
○ 補助対象校 5校
- イ 小学校環境体験活動事業
小学校3（4）年生による体験型環境学習を実施する私立小学校を支援する。
○ 補助対象校 5校

(3) 道徳教育の充実

- ① 道徳教育推進事業（義務教育課） 6,540 千円
児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやりなどの道徳性を育成するため、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を全県的に推進する。
- ア 道徳教育実践推進協議会の設置（年3回）
○ 内 容 教師の授業力向上方策、道徳教育における小・中連携の在り方等について
検討 等
- イ 道徳教育実践研究事業
○ 推進地域 県内10地域
○ 内 容 小・中学校が連携した重点目標の設定
小中合同の授業研究・研修、副読本を活用した授業研究 等
- ウ 道徳教育実践研修
道徳教育推進教師のための全県研修（年1回）
○ 対 象 者 小・中学校道徳教育推進教師等
○ 内 容 実践事例発表、講義 等
地区別研修（年9回（各地区1回））
○ 対 象 者 全公立小・中学校 各1人
○ 内 容 兵庫版道徳教育副読本を活用した道徳の時間の在り方や指導方法の工夫改善
方策 等
- エ 道徳教育実践研究のまとめの作成

- ② 兵庫版道徳教育副読本配布事業（義務教育課） 19,442 千円
副読本の有効活用を図るため、「道徳の時間」等での学びに加え、家庭においても活用できるように、児童生徒個人に配布する。
○ 種 類 4種（小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学校用）
○ 印刷部数 19万9千冊

(4) 人権教育の充実（人権教育課）

- 人権教育資料の効果的な活用と普及を図る研修を通じ、人権教育の充実・深化を図る。
- ① 人権教育資料（改訂版）（幼稚園用及び小学生用「ほほえみ」、中学生用「きらめき」、高校生用「HUMAN RIGHTS」）
- ② 児童生徒用人権教育パンフレット「たいせつなたいせつなあなただから」「かけがえのないあなただから」
- ③ 中学・高校生向け「DV防止啓発パンフレット」
- ④ いじめを許さない人権教育教材

(5) いじめ対応にかかる校内体制の充実（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）

学校のいじめ問題に対し、校長のリーダーシップのもと組織的・機動的に対応するため、すべての学校に「いじめ対応チーム」を設置するとともに、現場の多様な課題に対応できる実践力を高める継続的な校内研修等を実施する。

① いじめ対応チームの設置

- 設置場所 各学校
- 目的 学校現場における組織的、多面的な対応体制の構築

② いじめ対応マニュアル（平成 24 年度改訂）を活用した校内研修の実施

(6) 「学級経営指導員」の派遣（義務教育課）

13,521 千円

いじめ対応など生徒指導の基盤となる学級経営の充実を図るため、「学級経営指導員」を小・中学校へ派遣し、教員の生徒指導力の向上を図る。

- 配置場所 教育事務所
- 構成員 5 人（教員〇B）
- 内容 優れた学級経営実践例の提示、学級経営に関する相談・助言 等

(7) カウンセリングマインド研修（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）

（こころの相談支援事業・高校生心のサポートシステムとして実施）

① 「いじめ対応チーム」専門研修（年 1 回）

- 対象 各県立学校の「いじめ対応チーム」構成員
- 内容 専門的なカウンセリング技法、いじめの様態や背景にある最新知見 等

② 校内研修

【高等学校】

- 対象 全県立高等学校等教職員
- 回数 2 回
- 講師 専門研修を受講した「いじめ対応チーム」メンバー、キャンパスカウンセラー 等
- 内容 専門的なカウンセリング技法、いじめの様態や背景にある最新の知見 等

【小・中学校】

- 対象 全公立小・中学校等教職員
- 実施校 全公立中学校・中等教育学校（神戸市除く）（2 回）
拠点小学校 110 校（2 回）
- 内容 事例研究、ロールプレイング 等

(8) 心の教育総合センターにおける研究の実施（高校教育課）

県立教育研修所内に設置している「心の教育総合センター」において、いじめ予防を目的とした授業プログラムの研究を実施する。

—早期発見—

(1) ④ こころの相談支援事業（義務教育課）

449,442 千円

① ④ 小学校へのスクールカウンセラーの拠点配置

児童のいじめ、暴力行為、不登校等の問題行動等に対応するため、児童と保護者の心の相談にあたりとともに、教職員に対する相談支援を行う「心の専門家」であるスクールカウンセラーを拠点小学校に拡充配置し、域内の指導を行う。

- 配置校数 公立小学校 ④110 校（④100 校）

② 中学校へのスクールカウンセラーの配置

生徒のいじめ、暴力行為、不登校等の問題行動等に対応するため、全公立中学校等にスクールカウンセラーを配置するとともに、域内小学校への指導を行う。

- 配置校数 全公立中学校・中等教育学校 264 校（政令市除く）

③ 兵庫県スクールカウンセラー研究連絡会の開催

スクールカウンセラーの活動の在り方や教員、関係機関との連携等の課題について研究・協議を行う。

(2) 高校生心のサポートシステムの推進（高校教育課） 74,090 千円

高校生のいじめや不登校等の問題行動等の課題に対応するため、キャンパスカウンセラー（臨床心理士等）を配置するほか、家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ、暴力行為等の問題行動に対する実践的な取組を推進する。

① キャンパスカウンセラーの配置（全県立高等学校）

- 配置校数 全県立高等学校及び中等教育学校 150 校
- 回数 週 1 回程度

② 心のサポートシステム推進校の指定

- 指定校 39 校
- 内容 いじめ・暴力行為の減少・克服に向けた実践・研究
命の大切さを実感させる実践・研究
コミュニケーションの在り方実践・研究 等

(3) いじめ等教育相談の実施（義務教育課） 32,943 千円

① ひょうごっ子悩み相談（〈いじめ・体罰〉相談 24 時間ホットライン）の実施

24 時間体制で電話によるいじめ等の悩み相談に対応するとともに、臨床心理士等による面接相談を実施する。

- 設置場所 ひょうごっ子悩み相談センター（県立教育研修所内）
- 電話相談 24 時間（12/28～1/3 を除く）
- 面接相談 9 時～17 時（土、日、祝日及び 12/28～1/3 を除く）

② ひょうごっ子悩み相談（〈いじめ・体罰〉相談・通報窓口）（ひょうごっ子悩み相談センター一分室）の設置

学校現場における悩み相談に対応するとともに、いじめ等の相談や通報のための電話・面接相談窓口を設置する。

- 設置場所 教育事務所・教育振興室（県内 9 か所）
- 電話相談 9 時～17 時（土、日、祝日及び 12/28～1/3 を除く）

③ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口の設置

インターネットや携帯電話を使った事案に対する、電話や電子メール・FAX での相談受付を実施するとともに、ネットパトロールを実施する。

- 電話相談 14 時～19 時（日、祝日及び 12/28～1/3 を除く）
- 電子メール・FAX 随時

(4) 教育事務所「教育相談窓口」の設置（義務教育課） 1,186 千円

学校現場における保護者等からの教育問題に係る相談に適切に対応するため、各教育事務所等に教育相談窓口を設置する。

- 設置場所 教育事務所及び教育振興室（9 か所）
- 実施日 月 1～2 回程度定期日を設けて実施
- 内容 学校OB等が対応し、場合によっては教育問題検討会議を開き、弁護士等が相談に応じる。

(5) その他の相談窓口

① ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談（地域安全課） 7,465 千円

県民が日常生活の中で身近な異変を気づいた際に、匿名で通報できる電話窓口を設置する。

② ひょうごユースケアネットほっとらいん相談（青少年課） —

ひきこもりの当事者や家族からの第一次的な電話相談窓口として実施。必要に応じて、面接相談や適切な専門機関、地域ランチなどにつなぐ。

③ ヤングトーク（兵庫県警察少年相談室）（県警察本部少年育成課） —

被害にあった少年やその保護者等を支援するため、専門的な立場から各種少年相談に応じる。上記の他、いのちの電話、法務局人権相談窓口、兵庫県弁護士会法律相談「子どもの悩みごと相談」等、多数の窓口が設置されている。

—早期対応—

- (1) 学校支援チームの設置・派遣（義務教育課） 82,033 千円
学校だけでは解決困難な事案に対応するため、各教育事務所等に専門的・多面的な支援を行う「学校支援チーム」を設置し、相談機関と連携しながら、複雑・多様化する課題の解決にあたる。
- 設置場所 教育事務所及び教育振興室（9か所）
 - 構 成 員 相談員2人（学校関係OB、警察関係OB）
スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、精神科医 等
 - 内 容 児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為等に関する相談・支援、
児童虐待に関する相談・支援、
学校での緊急会議・ケース会議等における指導助言 等
- (2) 高等学校問題解決サポートチームの設置（高校教育課） 2,715 千円
県立高等学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応する体制を整備し、課題の早期解決を図る。
- 体 制 教育関係者OB：1人
・配置場所 高校教育課
サポートチームの設置
・弁護士、精神科医の派遣〔必要に応じて招聘（年間20回程度）〕
 - 支援内容 保護者・住民からの相談受付
学校への課題に対する適切な指導・助言及び早期解決への協力
サポートチームを学校へ派遣し、公平・中立な立場での対応方針を検討 等
- (3) スクールカウンセラー・スーパーバイザーの配置（義務教育課） —
小・中学校に配置するスクールカウンセラーへの指導・助言を行うとともに、学校現場で発生した重大な事案に対して専門的な立場から助言し、早期の問題解決をサポートする。
- 配置人数 3人（スクールカウンセラーを兼ねて配置）
 - 内 容 具体的な事例研究、実践的研修、ロールプレイング等

—インターネットを通じて行われるいじめ等への対応—

- (1) 地区別情報教育研修会の充実（教育企画課） —
教育事務所、教育振興室に配置する情報教育専門推進員による、児童生徒に対する情報モラルの指導や教職員自身の情報リテラシーの向上を図る研修会を開催する。
- (2) 関係機関との連携 —
インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。
- (3) ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口の設置（義務教育課）【再掲】 —
- (4) 兵庫県警サイバー犯罪対策課の相談窓口の整備 —